

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 12 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の
罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）

平素より、身体障害者手帳制度の円滑な運営確保に特段のご配慮をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）の患者に対する支援策については、厚生労働省ホームページ上で「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関する Q & A」（令和 5 年 10 月 20 日改訂）において周知を行っており、この中で、身体障害者手帳についても、「罹患後症状が続く場合、活用できる支援制度」の一つとして示されています（別添参照）。

別添の Q & A の内容、特に「原因となる疾病にかかわらず、障害の状態が一定基準に該当すれば身体障害者手帳の交付対象となること」について、身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師（指定医）に対し、関係諸機関を通じた周知を含め、改めて徹底を図るとともに、身体障害の認定が適切に行われるよう配意をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関する Q&A
令和5年 10 月 20 日改訂

Q14 罹患後症状が続く場合、活用できる支援制度はありますか。

A 罹患後症状は、一般的に時間の経過とともに、その大半は改善すると考えられていますが、罹患後症状によって社会生活に大きな制限が生じることもあります。各種支援制度について説明いたします。

（略）

【障害者手帳（身体障害者手帳）】

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付します。交付対象者は、身体障害者福祉法上、下記の身体上の障害がある方でいずれも、一定以上の障害が存在し、永続することが要件とされています。

①視覚障害 ②聴覚又は平衡機能の障害 ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
④肢体不自由 ⑤心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害 ⑥ぼうこう又は直腸の機能の障害
⑦小腸の機能の障害 ⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 ⑨肝臓の機能の障害

なお、障害の程度が該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。また、原因となる疾病にかかわらず、障害の状態が一定基準に該当すれば身体障害者手帳の交付対象となります。申請の手続については、お住まいの市区町村障害者手帳窓口にご相談ください。詳細は、厚生労働省ホームページにある「障害者手帳」をご参照ください。

障害者手帳：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/techou.html

（以下略）